精神通院医療の受給者証の更新について

●令和２年３月１日から令和３年２月２８日までの間に有効期間が満了する方全員を対象として、有効期間を１年間延長します。この場合、受給者の手続きは必要ありません。

（例）令和２年８月３１日に有効期間が満了する方の場合

　　　　　→令和３年８月３１日まで延長されます

●現在お持ちの受給者証の有効期間から１年間の間は有効なものとして使うことができます。なお、新しい有効期間の受給者証は発行しませんのでご注意ください。

●受給者証の記載内容を変更したい場合は今まで通り、各市町やこころの健康センターへお問合せください。

精神障害者保健福祉手帳の更新について

●令和２年３月１日から令和３年２月２８日までの間に有効期間が満了する方が更新する場合には、障害者手帳申請書を提出することで有効期限を更新することができます。この場合、更新する前の手帳の有効期限の日から１年以内に診断書を提出することが必要になります。

●上記の方法で更新した場合には、診断書が提出されるまで、以前のままの等級となります。診断書が提出された場合は、こころの健康センターで判定を行い、必要な場合には、等級を変更します。

●年金証書等の写しを添付して申請する場合には、従前どおりの取り扱いとします。延長の対象とはなりませんので注意してください。

(お問合せ先)

こころの健康センター

庶務課

TEL：076-238-5761

事務担当

石川県障害保健福祉課

医療支援G

TEL 076-225-1427